

証券コード：2009
(発信日) 2023年3月13日
(電子提供措置の開始日) 2023年3月6日

株 主 各 位

福岡県うきは市吉井町276番地の1

鳥越製粉株式会社

代表取締役会長兼社長 鳥 越 徹

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の予防措置を講じたうえで開催いたしますが、株主総会へのご来場につきましては、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮を賜れば幸いです。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討賜り、2023年3月29日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県うきは市吉井町1001番地4
うきは市文化会館
末尾に記載のご案内用略図をご参照願います。

株主の皆様へのお知らせ

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、次の当社ウェブサイトにてお知らせします。

<http://www.the-torigoe.co.jp/>



3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第88期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第88期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
1. 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

* 当社ウェブサイト <http://www.the-torigoe.co.jp/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）
また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

* 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

[!\[\]\(c50c8b7b2cc2cf9ff925edec0ee94c0d_img.jpg\)](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show</p></div><div data-bbox=)

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「鳥越製粉」または「コード」に当社証券コード「2009」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
4. 議決権行使についてのご案内
 - (1) 書面による議決権行使の場合
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月29日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2023年3月29日（水曜日）午後5時45分までに行使してください。
 - * 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。
 - * 書面による方法とインターネットによる方法とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - * インターネットによる方法で複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. 会社法の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、前記各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りしております。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デザインウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

(添付書類)

事 業 報 告

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大による影響はあったものの、行動制限の緩和に伴う経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに持ち直しております。しかしながらロシア・ウクライナ情勢の長期化、為替相場の円安により資源を始め輸入品の価格は高騰しており、今後の景気後退が懸念されるなど、先行きは依然不透明な状況で推移しました。

食品業界におきましては、原材料価格や物流コストの上昇を反映した食料品価格の値上げの動きが強まる中、消費者の節約志向は一段と高まっており、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況にあつて当社グループは、中期経営計画「TTC150 Stage 2」に基づき、将来の持続的成長に向けた諸施策に取り組みました。当社グループの精麦・飼料事業について、当社の完全子会社として鳥越精麦株式会社を設立し、同社に対して会社分割の方法により、当社の精麦・飼料事業を承継しました。その上で当社グループにおける精麦・飼料事業を営む連結子会社4社が実施する共同株式移転の方法により、精麦・飼料事業を統括する中間持株会社である鳥越グレインホールディングス株式会社を設立しました。これにより当社グループの精麦・飼料事業における意思決定の迅速化と経営資源の効率的配分を行い、各社横断的な連携により更に競争力を強化し、当社グループ全体の企業価値向上を目指してまいります。また「デジタル化による全社的業務改革の推進」につきましては、まずデジタル受注システムを中心として、営業部門のバックオフィス業務のデジタル化に着手しました。

当連結会計年度の当社グループの売上高は244億3百万円（前年同期比7.5%増）と過去最高になりました。収益面につきましては、営業利益は12億3千2百万円（前年同期比27.7%増）、経常利益は14億9千6百万円（前年同期比25.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9億3千1百万円（前年同期比12.0%増）となりました。

各事業の概況は次のとおりです。

食料品事業

- ① 製粉部門につきましては、業務用小麦粉の出荷数量は減少しましたが、輸入小麦の政府売渡価格引き上げに伴う製品価格の値上げや副産物のふすま販売価格が堅調に推移したことなどにより、売上高は105億3千7百万円（前年同期比14.1%増）となりました。
- ② 食品部門につきましては、ミックス製品の出荷数量が減少したことなどにより、売上高は71億2千5百万円（前年同期比1.2%減）となりました。
- ③ 精麦部門につきましては、出荷数量は減少しましたが、販売価格の上昇などにより、売上高は51億5千5百万円（前年同期比3.6%増）となりました。

飼料事業

飼料事業につきましては、出荷数量はほぼ前年並みで推移しましたが、原料価格の高騰に伴う製品価格の値上げを実施した結果、売上高は15億4千万円（前年同期比26.4%増）となりました。

その他事業

その他事業につきましては、受取保管料の減少などにより、売上高は4千4百万円（前年同期比16.7%減）となりました。

区分別売上高の状況

区 分		前連結会計年度		当連結会計年度		対前連結会計年度比較	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年対比
食 料 品	製 粉	百万円 9,238	% 40.7	百万円 10,537	% 43.2	百万円 (増) 1,299	% 114.1
	食 品	7,214	31.8	7,125	29.2	(減) 89	98.8
	精 麦	4,975	21.9	5,155	21.1	(増) 180	103.6
飼 料		1,218	5.4	1,540	6.3	(増) 322	126.4
そ の 他		54	0.2	44	0.2	(減) 9	83.3
合 計		22,700	100.0	24,403	100.0	(増) 1,703	107.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は4億5千1百万円であります。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度中には、当社グループ各社とも増資あるいは社債発行等による重要な資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

2022年1月1日を効力発生日として、当社が営んでおりました精麦・飼料事業に関して有する権利義務を吸収分割の方法により、当社子会社 鳥越精麦株式会社へ承継しております。

(5) 対処すべき課題

物価上昇により消費者の節約志向が強まる中、販売競争は激しさを増しており今後も厳しい経営環境が続くものと思われれます。当社グループといたしましては、食品の安定供給という社会的使命を果たすとともに、今年中は中期経営計画「TTC150 Stage 2」の最終年度であり、厳しい経営環境下でも持続的成長を可能とするための改革の実現に向けてグループ役職員一丸となって取り組んでまいります。

また顧客本位の事業活動を通じて、地域社会、日本、そして世界の人々の生活文化の向上に貢献し、「世の中になくなくてはならない企業」の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第85期 (2019年度)	第86期 (2020年度)	第87期 (2021年度)	第88期 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円 22,321	百万円 21,870	百万円 22,700	百万円 24,403
親会社株主に帰属する当期純利益	1,007	527	831	931
1株当たり当期純利益	43円29銭	22円68銭	35円74銭	40円04銭
総 資 産	40,568	38,983	40,013	41,593
純 資 産	32,578	31,895	31,908	33,543

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況の推移については、当該会計基準等を適用後の数値を記載しております。
2. 当連結会計年度より株式交付信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第85期 (2019年度)	第86期 (2020年度)	第87期 (2021年度)	第88期 (当事業年度)
売 上 高	百万円 20,066	百万円 18,182	百万円 18,247	百万円 16,807
当 期 純 利 益	998	562	753	546
1株当たり当期純利益	42円91銭	24円17銭	32円36銭	23円48銭
総 資 産	39,833	38,016	38,895	38,694
純 資 産	32,401	31,755	31,693	31,813

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度の財産および損益の状況の推移については、当該会計基準等を適用後の数値を記載しております。
2. 当事業年度より株式交付信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 百万円	当社の出資比率 %	主 要 な 事 業 内 容
鳥越グレインホールディングス株式会社	10	100.0	傘下グループ企業の経営管理およびそれに付帯または関連する業務。
鳥越精麦株式会社	100	100.0 (100.0)	精麦の製造および販売、飼料の販売。
石橋工業株式会社	43	100.0 (100.0)	精麦および飼料等の製造・加工・販売。倉庫業。
中島精麦工業株式会社	16	100.0 (100.0)	精麦加工業、飼料加工業。
株式会社カネニ	10	100.0 (100.0)	小麦粉、飼料、米穀等の卸売業。
株式会社大田ベーカリー	20	99.0	パン類の製造・販売。
久留米製麺株式会社	10	70.4	生麺類の製造・販売。

- (注) 1. 当社の出資比率のうち()内の数値は、当社の間接所有の割合を表示していません。
2. 鳥越精麦株式会社、石橋工業株式会社、中島精麦工業株式会社および株式会社カネニ(いずれも当社子会社)は、2021年12月13日付「株式移転計画書」に基づき、共同株式移転の方法により、2022年1月4日付で当社グループの精麦・飼料事業を統括する中間持株会社である鳥越グレインホールディングス株式会社を新たに設立しました。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 技術提携等の状況

- ア) アメリカのプレミックス、ベーカリーマシン等の製造販売会社であるドーン・フーズ社のグループ会社と技術提携を行っております。
- イ) ドイツの製菓、製パン用原材料等の製造販売会社であるCSM社（ウルマ・シュバッツ）およびそのグループ会社と、業務および技術提携を行っております。
- ウ) イギリスのイースト（酵母）の製造販売会社であるABマウリ社の輸入総代理店である豊通食料株式会社と継続的売買契約を結んでおります。
- エ) アメリカの機能性食品素材の製造販売会社であるファイバースター社と業務提携を行っております。

(8) 主要な事業内容

当社グループは単一セグメントであり、単一セグメント内の区分別の主要な事業内容は次のとおりです。

区 分	主 要 な 事 業 内 容	
食 料 品	製 粉	小麦粉（パン用・めん用・菓子用）、ライ麦粉、ふすま
	食 品	業務用プレミックス、家庭用プレミックス、製パン・製菓用原材料、品質改良剤、日持向上剤、業務用食品素材、雑穀加工品、大麦粉、パン・菓子等、生麺類
	精 麦	焼酎用等の原料麦、食用麦、麦ぬか、雑穀
飼 料	単体とうもろこし、単体大麦、配合飼料	
そ の 他	倉庫業（農産物の保管業務）	

(9) 主要な営業所および工場

① 当社

本店	福岡県うきは市吉井町276番地の1
本社	福岡市博多区比恵町5番1号
事務所	東京事務所（東京都）
営業部	第1営業部 福岡営業所（福岡県） 広島営業所（広島県） 大阪営業所（大阪府） 東京営業所（東京都） 仙台営業所（宮城県） 第2営業部（東京都） 第3営業部（東京都）
工場	福岡工場（製粉工場）（福岡県）（ライ麦工場）（福岡県） 広島工場（製粉工場）（広島県） 大阪工場（ミックス工場）（大阪府） 静岡工場（製粉（小麦粉・ライ麦粉）、加工食品工場）（静岡県） 東京工場（ミックス工場）（千葉県）

② 子会社

鳥越グレインホールディングス株式会社	福岡県うきは市
鳥越精麦株式会社	福岡県うきは市
石橋工業株式会社	福岡県筑後市
中島精麦工業株式会社	福岡県久留米市
株式会社カネニ	福岡県うきは市
株式会社大田ベーカリー	鹿児島県鹿児島市
久留米製麺株式会社	福岡県久留米市

(10) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

当社グループは単一セグメントであり、その中の区分別に示すと、次のとおりです。

区 分 別	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
食 料 品	352名	(減) 15名
飼 料	16	(増) 2
そ の 他	1	0
合 計	369	(減) 13

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。
2. 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
238名	(減) 29名	42.5歳	17.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社外への出向者を含んでおりません。
2. 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。
3. 従業員数の前期末比減少の主な要因は、2022年1月1日付吸収分割により当社の精麦・飼料部門の従業員が当社子会社 鳥越精麦株式会社へ出向したことに伴うものです。

(11) 当社グループの主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	927 百万円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	703
株 式 会 社 広 島 銀 行	320
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	284
株 式 会 社 北 九 州 銀 行	228

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループの精麦・飼料事業について、グループ内組織再編を実施しました。その概要は(7) 重要な親会社および子会社の状況 ②重要な子会社の状況 (注) 2. に記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
(2) 発行済株式の総数 26,036,374株（自己株式2,413,207株を含む）
(3) 株主数 14,399名（前期末比増 1,187名）
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 鳥 越 商 店	1,420 ^{千株}	6.0 [%]
三 井 物 産 株 式 会 社	1,300	5.5
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,162	4.9
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,145	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,000	4.2
株 式 会 社 広 島 銀 行	730	3.1
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	630	2.7
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	567	2.4
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	550	2.3
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	506	2.1

- (注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式2,413,207株があります。
2. 持株比率は自己株式（2,413,207株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
鳥越 徹	代表取締役会長兼社長	
高峰 和宏	取締役副会長 (製造本部管掌)	
中川 龍二三	取締役常務執行役員 (管理本部長)	
倉富 純男	取締役	西日本鉄道株式会社 代表取締役会長 株式会社九電工 社外取締役 一般社団法人九州経済連合会 会長 株式会社福岡銀行 社外取締役監査等委員
酒見 俊夫	取締役	西部ガスホールディングス株式会社 代表取締役会長 株式会社西日本フィナンシャル ホールディングス 社外取締役監査等委員 広島ガス株式会社 社外監査役
池長 大五郎	常任監査役(常勤)	
小田 博之	監査役(常勤)	
岡崎 信介	監査役	弁護士
中島 貴	監査役	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役 倉富 純男氏および同 酒見 俊夫氏は、社外取締役です。
2. 監査役 岡崎 信介氏および同 中島 貴氏は、社外監査役です。
3. 監査役 中島 貴氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 倉富 純男氏および同 酒見 俊夫氏ならびに監査役 岡崎 信介氏および同 中島 貴氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。
5. 当社は、社外取締役2名および社外監査役2名との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
6. 監査役 中島 貴氏は、2022年3月30日開催の第87期定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
7. 監査役 秀島 正博氏は、2022年3月30日開催の第87期定時株主総会終結の時をもって辞任しました。
8. 当社は、被保険者の範囲を当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、保険期間中における不当な行為等に起因した被保険者に対する損害賠償請求にかかる損害賠償金、和解金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2022年2月8日開催の取締役会において、「役員報酬等の内容に係る決定方針等」の改定について決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するようステークホルダーの利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた上で、経営状況等に見合った適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての賞与および株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとする。

イ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ) 業績連動報酬等および非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の業績連動報酬等としての賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の売上高、営業利益および当期純利益等の目標値に対する達成度合いおよび前事業年度との実績比較等を勘案して決定した額を毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

当社の取締役の株式報酬は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、業績指標（連結営業利益等）を反映した株式報酬とする。各取締役に対し、当社取締役会で定める「株式交付規程」に基づき、毎事業年度ごとに役位等に応じた固定ポイントならびに役位および業績指標（連結営業利益）の達成度等に応じた業績連動ポイントを付与し、原則として退任時までには累積したポイントを1ポイント＝1株で換算した当社株式を退任時に支給する。目標となる業績指標とその値は適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

エ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬割合については、過去の実績割合等を踏まえて決定するものとし、取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類別の割合は、変動報酬（業績連動報酬等としての賞与および株式報酬の合計）の割合を最大で報酬全体の3割程度までとする。

オ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の基本報酬および業績連動報酬等としての賞与の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当業務の業績や貢献度等を踏まえた賞与の具体的配分額の決定とする。株式報酬の個人別の報酬等の内容および額または数については、当社取締役会で定める「株式交付規程」に基づき定められた条件により決定する。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

ア) 2008年3月28日開催の第73期定時株主総会において取締役および監査役の金銭報酬の額について、次のとおり決議しており、それぞれの範囲内としております。

取締役 年額240百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）
但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

監査役 年額55百万円以内

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）、監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

- イ) 2022年3月30日開催の第87期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象に、上記ア）とは別枠で株式報酬制度を導入することについて、次のとおり決議しております。

対象期間	2022年12月末日に終了する事業年度から2026年12月末日に終了する事業年度まで（ただし、取締役会の決定により5事業年度以内の期間を都度定めて延長することができる。）
当社が拠出する金銭の上限	合計110百万円（ただし、対象期間を延長した場合における当該延長した期間においては、当該延長分の対象期間の事業年度数に22百万円を乗じた金額）
対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度当たり35,400ポイント
対象者に交付される当社株式の総数の上限	35,400ポイントに対象期間の事業年度数を乗じた数に相当する株式数（1ポイント当たり当社株式1株で計算。なお、当初の対象期間である5事業年度を対象として対象取締役に対して交付する当社株式の総数の上限は177,000株）

当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会決議に基づき代表取締役会長兼社長 鳥越徹が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、種類別の報酬割合の範囲内での各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当業務の業績や貢献度等を踏まえた賞与の具体的配分額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

④ 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
	千円	千円	千円	千円	名
取締役 (うち社外)	135,901 (6,240)	109,140 (6,240)	13,656 (-)	13,105 (-)	5 (2)
監査役 (うち社外)	38,031 (4,560)	38,031 (4,560)	- (-)	- (-)	5 (3)
計 (うち社外)	173,932 (10,800)	147,171 (10,800)	13,656 (-)	13,105 (-)	10 (5)

- (注) 1. 対象となる役員の員数には、2022年3月30日開催の第87期定時株主総会の終結をもって辞任した社外監査役1名を含めております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の売上高、営業利益および当期純利益等の目標値に対する達成度合いおよび前事業年度との実績比較等を勘案して決定しております。
4. 当社は2022年3月30日開催の第87期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）を対象とする株式報酬制度の導入について決議しております。上記非金銭報酬等の額は、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬として当事業年度に計上した役員株式給付引当金の繰入額です。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職内容	当社との関係
取締役	倉富純男 (注) 1	西日本鉄道株式会社	代表取締役会長	(注) 2
		株式会社九電工	社外取締役	(注) 2
		一般社団法人九州経済連合会	会長	(注) 2
		株式会社福岡銀行	社外取締役 監査等委員	(注) 3
	酒見俊夫	西部ガスホールディングス株式会社	代表取締役会長	(注) 4
		株式会社西日本フィナンシャルホールディングス	社外取締役 監査等委員	(注) 2
広島ガス株式会社		社外監査役	(注) 2	

- (注) 1. 取締役 倉富 純男氏は当社の株式を 1 千株所有しております。
2. 重要な取引および特別な関係はありません。
3. 当社は株式会社福岡銀行との間で資金借入取引等を行っております。また、同社は当社の株式を 1,162 千株所有し、当社は同社の親会社である株式会社ふくおかフィナンシャルグループの株式を 307 千株所有しております。
4. 当社は西部ガスホールディングス株式会社の株式を 120 千株所有し、同社は当社の株式を 394 千株所有しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および 社外役員に期待される役割に関して行った職務概要
取締役	倉富純男	当事業年度開催の取締役会 12 回のうち 10 回出席し、経営者としての豊富な経験に基づき発言を行っております。
	酒見俊夫	当事業年度開催の取締役会 12 回のうち 9 回出席し、経営者としての豊富な経験に基づき発言を行っております。
区分	氏名	主 な 活 動 状 況
監査役	岡崎信介	当事業年度開催の取締役会 12 回および監査役会 11 回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
	中島貴	就任後に開催された取締役会 10 回のうち 9 回および監査役会 9 回のうち 8 回出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
	秀島正博	辞任前に開催された取締役会 2 回および監査役会 2 回の全てに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

① 会計監査人の報酬等の額

32,500千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

32,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
ア) 当社は、職務執行に係る情報を文書により保存しております。
イ) 当社監査役会または当社監査役会が指名する監査役が求めたときは、代表取締役は何時でも当該文書を閲覧または謄写に供しております。
- ② 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ア) 当社グループは、危機発生時に適切かつ迅速な対応ができるよう危機管理マニュアルを策定し、役員および社員に周知徹底しております。
イ) 当社グループでは「食の安全・安心」を確保するため、当社に品質保証室を設置し、品質管理体制を一層強化しております。
- ③ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ア) 当社グループにおいては、取締役の任期を選任後1年内とするとともに、当社においては、執行役員制度の導入によって意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、また、グループ各社については、当社から取締役や監査役を派遣し、グループ各社の経営を監督することなどにより、当社グループの経営の効率性を確保するよう努めております。
イ) 当社グループの業務執行に関わる協議につきましては、当社は取締役、監査役および執行役員による役員会を開催し、グループ各社にも当社に準じて取締役、監査役による役員会を開催させるようにしております。
- ④ 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
ア) 当社グループは、経営の効率性、透明性を向上させ、企業価値および株主利益を増大させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としており、そのために経営環境の変化に迅速に対応できる体制を確立し、またコンプライアンス経営を徹底させております。
イ) 当社グループは、コンプライアンス面において「企業理念」および「行動規範」を制定し、企業倫理や法令を厳守することを明確にするとともに、実際の事業活動においてとるべき具体的な行動をコンプライアンスマニュアルにまとめ、当社グループの役員および社員が高い倫理観を維持・向上するよう努めております。
ウ) 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力および団体

とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとります。

エ) 当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名で構成され、うち2名は社外監査役であります。当社グループでは、監査役は取締役会等重要な会議には常時出席し、取締役の職務執行を十分に監査できる体制となっております。

⑤ グループ各社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

当社グループにおいては、「企業理念」、「経営方針」、「行動規範」等をグループ各社に周知徹底しております。また、グループ各社に関わる重要案件については、グループ各社の取締役等をして当社に報告させたうえで、当社取締役会に付議する体制をとっております。

⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性と指示の実効性の確認に関する事項

ア) 当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」といいます。）を求められた場合には、関連する部署のスタッフをして、監査役から職務の委嘱を受け、監査役の補助を行わせることとしております。

イ) 当社が監査役補助者を設置する場合、監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役会からの独立性を確保いたします。

ウ) 当社が監査役補助者を設置する場合、監査役補助者は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従う体制といたします。

⑦ 当社グループの取締役および使用人ならびにグループ各社の監査役が当社監査役に報告をするための体制ならびに当該報告者が不利な取扱いを受けないための体制

ア) 当社監査役は必要に応じて、当社グループの会計監査人、取締役、使用人およびグループ各社の監査役に対して報告を求めることとしております。また、当社監査役は、当社取締役会等重要な会議には常時出席し、意見を述べております。

当社グループの取締役および使用人ならびにグループ各社の監査役は、法令違反行為など当社またはグループ各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象については、これを発見次第、当社監査役に報告することとしております。

イ) 当社グループでは、当社監査役へ前号の報告等を行った者に対し、当該報告等をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、周知徹底しております。

⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用に関する事項

当社監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用は、当社監査役の請求に応じてこれを支出することとしております。また当社は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないこと

を証明した場合を除き、これを拒むことができないとしております。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社では、監査役が会計監査人と定期的な会合を持ち意見交換を行っております。また、当社監査役は代表取締役と随時会合を持ち、監査の状況、経営上の重要課題について意見交換を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議の開催状況

当事業年度において取締役会を12回開催し重要な意思決定を行なうとともに、執行役員を含めた経営会議を11回開催し執行役員の業務執行機能および取締役による監督機能を果たしております。

監査役はそれぞれの会議に常時出席し、取締役の職務執行の監査を行っております。

② 企業集団における運営状況

グループ会社運営マニュアルに基づいたグループ会社運営を実施しております。

グループ会社へは当社から取締役や監査役を派遣し、グループ会社社長を議長とする取締役会を定期開催することによってグループ会社の経営監督を行っております。

更に、グループ会社社長と当社代表取締役とのグループ会社ミーティングをグループ会社毎に年1回実施することによって、グループ各社の経営課題把握等の討議を通じ、グループ会社の経営の効率性を高めております。

グループ会社における設備投資等の重要事案は、当社の役員会に付議されており、グループ会社の重要な業務執行についての当社への報告体制は実施されております。

③ 法令遵守への取組状況

当社グループにおいてはコンプライアンスマニュアルに基づく業務執行に努めております。

コンプライアンス教育については従業員への研修をはじめ、グループ会社の経営陣へのコンプライアンス研修会等を実施し、当社グループ全体の倫理観の維持向上に取り組んでおります。

④ 財務報告に係る内部統制への取組状況

内部統制に関する基本計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

⑤ 反社会的勢力排除への取組状況

お取引先様との契約書等への反社会的勢力排除条項の挿入をはじめとした取組みを継続して実施しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が、製品、技術及びサービス面において競合会社との差別化を実現するためには、当社グループにおいて、①オリジナルでクリエイティブな商品の開発力の強化、②高度で幅広い技術、知識、ノウハウ等を有する人材の育成と基盤研究等の充実、③独自の安定した品質の商品を供給できる製造体制及び研究体制の確立、及び④単なる商品販売に止まらないお取引先や消費者等への奉仕を目的とする販売体制の実現などを達成することが必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、大量買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現のための取組み

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るため、創業150周年を迎える2027年を見据え、2018年度からの3カ年の中期経営計画「TTC150 Stage 1」を2017年に策定いたしました。「TCC150 Stage 1」では、穀物事業を推進する組織「グレイン・プログレスチーム」や戦略商品（品質改良剤・日持向上剤および食品素材）の新たな販路開拓の専任組織「マテリアル戦略室」の新設をはじめ、グループ内企業の再編など、持続的に成長するための足場固めを進めてきました。

そして、当社は、Stage 1における持続的な成長に向けた取組みを更に加速させるべく、2021年度からの3カ年の中期経営計画「TTC150 Stage 2」を策定し、2020年12月に公表いたしました。

「TTC150 Stage 2」は、厳しい経営環境下でも持続的な成長を可能とする自己変革の期間と位置づけ、次のような施策を進めていきます。

(i) 営業組織の再編成

(ii) 営業組織に連動した研究開発体制及び生産拠点の再構築

(iii) デジタル化による全社的業務改革の推進

当社は、中期経営計画に定められたこれらの施策を実施することこそが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に資するものと考えております。

また、コーポレート・ガバナンスの強化の取組みとして、経営陣の株主の皆様に対する責任の所在を明確化するため、当社の取締役の任期は1年となっております。また、独立性を有する社外取締役を2名選任しております。さらに、監査役4名のうち、2名は独立性を有する社外監査役です。これら社外取締役と社外監査役が取締役会等重要な会議に常時出席し、取締役の業務執行を十分に監視できる体制となっております。

② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、2018年3月29日開催の第83期定時株主総会の承認を得て更新した「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」について、内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）とし、2021年3月30日開催の第86期定時株主総会において、本更新及び本プランに記載した条件に従った新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会に対する委任について承認を得ております。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されました。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきかを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる手段を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、2021年3月30日開催の第86期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されます。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン

に関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等、株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することがあります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、前記(2)②記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは以下に掲げる理由により、その公正性・客観性・合理性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として更新されたものです。

② 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（（i）企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、（ii）事前開示・株主意思の原則、（iii）必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

③ 株主意思の重視

本プランは、2021年3月30日開催の第86期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂き更新されました。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。

その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

④ 独立性を有する社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

また、独立委員会は、当社の費用で、専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑤ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	21,709,470	流 動 負 債	4,019,439
現金及び預金	8,482,407	支払手形及び買掛金	1,191,082
受取手形及び売掛金	4,053,322	短期借入金	1,546,237
有価証券	2,261,500	未払法人税等	340,543
商品及び製品	1,501,544	役員賞与引当金	19,606
原材料及び貯蔵品	5,294,025	その他	921,970
その他	118,934	固 定 負 債	4,029,960
貸倒引当金	△2,263	長期借入金	1,302,949
固 定 資 産	19,883,660	繰延税金負債	2,462,975
有 形 固 定 資 産	10,066,017	退職給付に係る負債	16,255
建物及び構築物	1,804,852	役員株式給付引当金	26,199
機械装置及び運搬具	1,322,090	その他	221,580
土地	6,749,586	負 債 合 計	8,049,400
建設仮勘定	5,650	純 資 産 の 部	
その他	183,837	株 主 資 本	28,249,469
無 形 固 定 資 産	236,777	資本金	2,805,266
投資その他の資産	9,580,865	資本剰余金	2,766,940
投資有価証券	9,426,110	利益剰余金	24,758,278
繰延税金資産	16,633	自己株式	△2,081,017
その他	201,984	その他の包括利益累計額	5,268,390
貸倒引当金	△63,864	その他有価証券評価差額金	5,268,390
資 産 合 計	41,593,130	非支配株主持分	25,870
		純 資 産 合 計	33,543,730
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	41,593,130

連結損益計算書

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

単位：千円

科 目	金	額
売 上 高		24,403,354
売 上 原 価		19,493,127
売 上 総 利 益		4,910,227
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,677,604
営 業 利 益		1,232,622
営 業 外 収 益		286,361
受 取 利 息	1,003	
受 取 配 当 金	200,925	
固 定 資 産 賃 貸 料	23,700	
そ の 他 の 収 益	60,731	
営 業 外 費 用		22,283
支 払 利 息	18,962	
そ の 他 の 費 用	3,320	
経 常 利 益		1,496,700
特 別 利 益		7,644
固 定 資 産 売 却 益	49	
受 取 保 険 金	7,594	
特 別 損 失		104,295
固 定 資 産 除 却 損	3,428	
減 損 損 失	499	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	15	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	93,375	
災 害 に よ る 損 失	6,976	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,400,049
法人税、住民税及び事業税	489,548	
法 人 税 等 調 整 額	△20,871	468,677
当 期 純 利 益		931,371
非支配株主に帰属する当期純損失		△480
親会社株主に帰属する当期純利益		931,852

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

単位：千円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,805,266	2,811,070	24,152,253	△2,125,084	27,643,505
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△325,827		△325,827
親会社株主に帰属する 当期純利益			931,852		931,852
自己株式の取得				△61	△61
自己株式の処分		△44,129		269,115	224,985
株式交付信託による 自己株式の取得				△224,985	△224,985
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△44,129	606,025	44,067	605,963
当 期 末 残 高	2,805,266	2,766,940	24,758,278	△2,081,017	28,249,469

	その他の包括 利益累計額	非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	4,238,577	26,351	31,908,433
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△325,827
親会社株主に帰属する 当期純利益			931,852
自己株式の取得			△61
自己株式の処分			224,985
株式交付信託による 自己株式の取得			△224,985
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,029,813	△480	1,029,333
当 期 変 動 額 合 計	1,029,813	△480	1,635,296
当 期 末 残 高	5,268,390	25,870	33,543,730

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び名称

7社 鳥越グレインホールディングス(株)、鳥越精麦(株)、石橋工業(株)、中島精麦工業(株)、(株)カネニ、(株)大田ペーカリー、久留米製麺(株)

② 連結の範囲の変更

鳥越精麦株式会社、石橋工業株式会社、中島精麦工業株式会社および株式会社カネニ(いずれも当社子会社)は、2021年12月13日付「株式移転計画書」に基づき、共同株式移転の方法により、2022年1月4日付で当社グループの精麦・飼料事業を統括する中間持株会社である鳥越グレインホールディングス株式会社を新たに設立したため、同社を連結の範囲に含めております。

③ 非連結子会社の数及び名称

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券

…… 償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…… 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

…… 移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

製 品 …… 主として先入先出法による原価法

商 品 …… 主として移動平均法による原価法

原料及び貯蔵品 …… 主として移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く) …… 定率法

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

また、のれんについては、期間10年~20年の定額法によっております。

- (ハ) リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
…… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (ニ) 長期前払費用 …… 定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - (イ) 貸倒引当金
 - 連結会計年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (ロ) 役員賞与引当金
 - 役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (ハ) 役員株式給付引当金
 - 信託を用いた株式報酬制度に基づき、当社が取締役等へ付与するポイント数に相当する当社株式について、退任時等に交付する費用の支出に備えるため、取締役等に割り当てられたポイントに応じた株式の交付見込額を計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
 - 当社グループは、食料品（製粉、食品、精麦）、飼料等の製造及び販売を主な事業としております。
顧客との契約から生じる収益は、商品又は製品の販売によるものであり、顧客との販売契約に基づき受注した商品又は製品を引き渡す義務を負っております。
商品又は製品の販売は、引渡時点において当該商品又は製品に対する支配が顧客へ移転し、当社グループの履行義務が充足されると判断しております。なお、これら商品又は製品のうち国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - 退職給付に係る会計処理の方法
 - 一部の従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による当連結会計年度末要支給額を計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、従来、販売費及び一般管理費で処理しておりました一部の顧客に支払われる対価については、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高は17,594千円減少し、販売費及び一般管理費は17,594千円減少しております。営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 追加情報

(取締役等に対する株式報酬制度)

当社は、2022年2月8日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員(総称して「取締役等」という。)の報酬と当社株式価値との連動制をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の導入を決議し、2022年3月30日開催の第87期定時株主総会において承認決議されました。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を抛出することにより設定する信託(以下「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社が取締役等に付与するポイントの数に応じた数の当社株式が本信託を通じて取締役等に対して交付される、という株式報酬制度であります。

本制度に基づく株式報酬は、2022年12月末日で終了する事業年度から2026年12月末日で終了する事業年度までの5事業年度の間在任する取締役等に対して支給いたします。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、224,985千円、349,900株であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び対応債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	884,994千円
機械装置及び運搬具	432,866千円
土地	1,372,126千円
その他の有形固定資産	22,145千円
合計	2,712,132千円

② 対応債務

短期借入金	260,000千円
長期借入金	769,153千円
(1年以内に返済予定のものを含む)	
合計	1,029,153千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

21,460,487千円

(3) 連結会計年度末日満期手形の会計処理

連結会計年度末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、連結会計年度末日満期手形が次のとおり含まれております。

受取手形及び売掛金 19,082千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場	所	用	途	種	類
福 朝	岡 倉	県 市	遊 休 資 産	土	地

資産のグルーピングは、事業用資産は管理会計上の区分毎に、賃貸資産及び遊休資産は1物件毎に区分しております。

減損損失を計上した遊休資産は、時価が著しく下落しているため帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

減損損失金額の固定資産の種類毎の内訳は次のとおりです。

土地 499千円

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額を合理的に調整した価額に基づき評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式	株	株	株	株	
普通株式	26,036,374	0	0	26,036,374	
合計	26,036,374	0	0	26,036,374	
自己株式					
普通株式	2,763,009	349,998	349,900	2,763,107	(注)1, 2, 3
合計	2,763,009	349,998	349,900	2,763,107	

- (注) 1. 自己株式の増加349,998株は、単元未満株式の買取請求による増加98株及び株式交付信託の取得による増加349,900株であります。
2. 自己株式の減少349,900株は、株式交付信託への処分であります。
3. 当連結会計年度末の自己株式数には、株式交付信託が保有する当社株式349,900株が含まれております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金の支払い

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金額	基準日	効力発生日
2022年3月30日開催第87期定時株主総会	普通株式	325,827千円	14円	2021年12月31日	2022年3月31日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの2023年3月30日開催の第88期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当金額	基準日	効力発生日
2023年3月30日開催第88期定時株主総会	普通株式	354,347千円	利益剰余金	15円	2022年12月31日	2023年3月31日

- (注) 配当金の総額には、株式交付信託が保有する当社株式349,900株に対する配当金5,248千円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等によっており、また、資金調達については銀行借入によっております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに与信限度額を設定して期日及び残高を管理し、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は運転資金及び設備投資に係る資金調達です。なお、デリバティブは利用しておりません。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（非上場株式 連結貸借対照表計上額217,075千円）は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、有価証券（全て譲渡性預金）、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

単位：千円

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	49,418	41,200	△8,218
② その他有価証券	9,159,616	9,159,616	—
資産計	9,209,035	9,200,816	△8,218
(2) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	1,904,186	1,904,673	487
負債計	1,904,186	1,904,673	487

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

単位：千円

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	9,159,616	—	—	9,159,616
資産計	9,159,616	—	—	9,159,616

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

単位：千円

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	41,200	—	41,200
資産計	—	41,200	—	41,200
長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	—	1,904,673	—	1,904,673
負債計	—	1,904,673	—	1,904,673

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価額を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。債券は取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループは、賃貸等不動産を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

単位：千円

食料品	製粉	10,537,285
	食品	7,125,077
	精麦	5,155,588
飼料		1,540,412
その他		44,991
外部顧客への売上高		24,403,354

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループにおいて、契約資産に該当する事項はありません。また、契約負債に該当する事項はありますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債残高に含まれていたものにも重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引が無いため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,440円19銭

(2) 1株当たり当期純利益 40円04銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、株式交付信託が保有する当社株式を期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,795,813	流 動 負 債	3,161,748
現金及び預金	7,641,469	買掛金	924,584
受取手形	254,870	短期借入金	942,000
売掛金	2,323,701	1年以内に返済すべき長期借入金	568,000
有価証券	2,261,500	リース債務	8,322
商品及び製品	1,259,645	未払金	98,783
原材料及び貯蔵品	2,999,550	未払法人税等	135,297
前払費用	54,406	未払消費税等	33,289
輸出見返原料差金	10,206	未払費用	355,214
その他の流動資産	992,577	預り金	58,936
貸倒引当金	△2,116	役員賞与引当金	13,656
		その他の流動負債	23,663
固 定 資 産	20,899,027	固 定 負 債	3,719,174
有 形 固 定 資 産	7,753,015	長期借入金	1,230,000
建物	1,203,559	リース債務	21,745
構築物	236,453	預り保証金	85,435
機械及び装置	981,104	繰延税金負債	2,332,338
車両運搬具	0	退職給付引当金	1,754
工具器具備品	80,853	役員株式給付引当金	26,199
土地	5,222,713	長期未払金	21,700
リース資産	27,698	負 債 合 計	6,880,923
建設仮勘定	634		
無 形 固 定 資 産	30,911	純 資 産 の 部	
電話加入権	6,449	株 主 資 本	26,545,527
ソフトウェア	24,462	資本金	2,805,266
投資その他の資産	13,115,099	資本剰余金	1,608,148
投資有価証券	9,426,010	資本準備金	701,755
関係会社株式	2,213,440	その他資本剰余金	906,392
出資金	13,863	利 益 剰 余 金	24,213,129
長期貸付金	1,375,767	その他利益剰余金	24,213,129
長期前払費用	55,201	配当準備積立金	2,740,000
破産更生債権等	1,355	固定資産圧縮準備金	86
役員権	68,245	別途積立金	20,250,000
その他の投資	12,670	繰越利益剰余金	1,223,042
貸倒引当金	△51,455	自 己 株 式	△2,081,017
		評価・換算差額等	5,268,390
		その他有価証券評価差額金	5,268,390
資 産 合 計	38,694,841	純 資 産 合 計	31,813,918
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,694,841

損 益 計 算 書

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

単位：千円

科 目	金	額
売 上 高		16,807,756
売 上 原 価		13,281,917
売 上 総 利 益		3,525,838
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,904,643
営 業 利 益		621,195
営 業 外 収 益		311,224
受 取 利 息	6,234	
受 取 配 当 金	200,921	
有 価 証 券 利 息	595	
固 定 資 産 賃 貸 料	45,224	
そ の 他 の 収 益	58,248	
営 業 外 費 用		41,811
支 払 利 息	17,494	
設 備 賃 貸 費 用	23,854	
そ の 他 の 費 用	462	
経 常 利 益		890,608
特 別 利 益		57
受 取 保 険 金	57	
特 別 損 失		95,263
固 定 資 産 除 却 損	1,229	
減 損 損 失	499	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	93,375	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	15	
災 害 に よ る 損 失	143	
税 引 前 当 期 純 利 益		795,401
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	262,000	
法 人 税 等 調 整 額	△13,125	248,874
当 期 純 利 益		546,526

株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

単位：千円

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金					
				配当準備 積立金	固定資産 圧縮準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,805,266	701,755	2,080,274	2,740,000	131	19,750,000	1,502,298	△2,125,084	27,454,642
当期変動額									
剰余金の配当							△325,827		△325,827
別途積立金の積立						500,000	△500,000		-
固定資産圧縮 準備金取崩					△45		45		-
会社分割による減少			△1,129,752						△1,129,752
当期純利益							546,526		546,526
自己株式の取得								△61	△61
自己株式の処分			△44,129					269,115	224,985
株式交付信託による 自己株式の取得								△224,985	△224,985
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	△1,173,881	-	△45	500,000	△279,255	44,067	△909,115
当期末残高	2,805,266	701,755	906,392	2,740,000	86	20,250,000	1,223,042	△2,081,017	26,545,527

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	4,238,577	31,693,219
当期変動額		
剰余金の配当		△325,827
別途積立金の積立		-
固定資産圧縮 準備金取崩		-
会社分割による減少		△1,129,752
当期純利益		546,526
自己株式の取得		△61
自己株式の処分		224,985
株式交付信託による 自己株式の取得		△224,985
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）	1,029,813	1,029,813
当期変動額合計	1,029,813	120,698
当期末残高	5,268,390	31,813,918

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

- 製 品 …… 先入先出法による原価法
- 商 品 …… 移動平均法による原価法
- 原料及び貯蔵品 …… 移動平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
…………… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- ④ 長期前払費用 …… 定額法

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
一部の従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による当期末要支給額を計上しております。
- ④ 役員株式給付引当金
信託を用いた株式報酬制度に基づき、当社が取締役等へ付与するポイント数に相当する当社株式について、退任時等に交付する費用の支出に備えるため、取締役等に割り当てられたポイントに応じた株式の交付見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、食料品（製粉、食品）等の製造及び販売を主な事業としております。

顧客との契約から生じる収益は、商品又は製品の販売によるものであり、顧客との販売契約に基づき受注した商品又は製品を引き渡す義務を負っております。

商品又は製品の販売は、引渡時点において当該商品又は製品に対する支配が顧客へ移転し、当社の履行義務が充足されると判断しております。なお、これら商品又は製品のうち国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
輸出見返原料差金

小麦粉輸出の際に使用する内需用原料の価格と、輸出後その見返りとして輸入する原料の見込価格との差金を計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、従来、販売費及び一般管理費で処理しておりました一部の顧客に支払われる対価については、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高は14,909千円減少し、販売費及び一般管理費は14,909千円減少しております。営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 追加情報

(取締役等に対する株式報酬制度)

連結注記表「3. 追加情報」に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び対応債務

① 担保に供している資産

建物	566,335千円
構築物	145,987千円
機械及び装置	432,866千円
車両運搬具	0千円
工具器具備品	22,145千円
土地	1,297,100千円
合計	2,464,435千円

② 対応債務

短期借入金	260,000千円
1年以内に返済すべき長期借入金	80,000千円
長期借入金	608,000千円
合計	948,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 18,683,017千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権 1,123,496千円

(4) 関係会社に対する短期金銭債務 9,977千円

(5) 関係会社に対する長期金銭債権 1,375,767千円

(6) 偶発債務

重畳的債務引受による連帯債務

鳥越精麦株式会社 41,054千円

(7) 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、期末日満期手形が受取手形の当期末残高に、次のとおり含まれております。

受取手形 1,729千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高 1,188,629千円

(2) 関係会社からの仕入高 120,043千円

(3) 関係会社との営業取引以外の取引高 50,282千円

(4) 減損損失

当期において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
福 岡 県 朝 倉 市	遊 休 資 産	土 地

資産のグルーピングは、事業用資産は管理会計上の区分毎に、賃貸資産及び遊休資産は1物件毎に区分しております。

減損損失を計上した遊休資産は、時価が著しく下落しているため帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

減損損失金額の固定資産の種類毎の内訳は次のとおりです。

土地 499千円

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額を合理的に調整した価額に基づき評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
	株	株	株	株	
自己株式 普通株式	2,763,009	349,998	349,900	2,763,107	(注)1、2、3
合 計	2,763,009	349,998	349,900	2,763,107	

- (注) 1. 自己株式の増加349,998株は、単元未満株式の買取請求による増加98株及び株式交付信託の取得による増加349,900株であります。
2. 自己株式の減少349,900株は、株式交付信託への処分であります。
3. 当事業年度末の自己株式数には、株式交付信託が保有する当社株式349,900株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

減価償却費及び減損損失	104,602千円
投資有価証券	66,654千円
貸倒引当金	16,318千円
未払事業税	12,327千円
その他	25,856千円
繰延税金資産合計	225,758千円
繰延税金負債との相殺	△225,758千円
繰延税金資産の純額	－千円

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金	2,307,667千円
土地	250,392千円
固定資産圧縮準備金	37千円
繰延税金負債合計	2,558,097千円
繰延税金資産との相殺	△225,758千円
繰延税金負債の純額	2,332,338千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

単位：千円

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	石橋工業(株)	所有 間接 100%	資金の 援助	資金の貸付(注)	750,000	短期貸付金 長期貸付金	590,000 1,144,668
				利息の受取(注)	4,626	その他の流動資産	—
子会社	鳥越精麦(株)	所有 間接 100%	資金の 援助	資金の貸付(注)	1,620,000	短期貸付金	366,000
				利息の受取(注)	561	その他の流動資産	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,366円97銭
 (2) 1株当たり当期純利益 23円48銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、株式交付信託が保有する当社株式を期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりません。

11. 企業結合等に関する注記

(共通支配下の取引等)

(吸収分割による精麦・飼料事業の承継及び当社子会社4社の共同株式移転による中間持株会社の設立)

(1) 取引の概要

2021年10月11日付で当社子会社 鳥越精麦株式会社との間で締結した「吸収分割契約書」により、当社が営む精麦・飼料事業に関して有する権利義務を吸収分割の方法により、鳥越精麦株式会社に承継させることとし、2022年1月1日に上記の吸収分割を行いました。

また、鳥越精麦株式会社、石橋工業株式会社、中島精麦工業株式会社及び株式会社カネニ（いずれも当社子会社）は、2021年12月13日付「株式移転計画書」に基づき、共同株式移転の方法により、2022年1月4日付で当社グループの精麦・飼料事業を統括する中間持株会社である鳥越グレインホールディングス株式会社を新たに設立しました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日 企業会計基準委員会）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日 企業会計基準委員会）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日 企業会計基準委員会）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 事業報告、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の作成にあたり、記載金額、株数は、表示単位未満を切捨て表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月8日

鳥越製粉株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増村正之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上坂岳大

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鳥越製粉株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鳥越製粉株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月8日

鳥越製粉株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増村正之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上坂岳大

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鳥越製粉株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月9日

鳥越製粉株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	池 長 大五郎	ⓐ
監 査 役（常勤）	小 田 博 之	ⓐ
社外監査役	岡 崎 信 介	ⓐ
社外監査役	中 島 貴	ⓐ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績、当社を取巻く環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案し、普通配当1株につき14円に加え、当社グループの精麦・飼料事業を統括する中間持株会社として設立した鳥越グレインホールディングス株式会社の設立記念配当を1株につき1円、あわせて1株につき15円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額354,347,505円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月31日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 300,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	とり ごと 徹 鳥 越 (1963年3月19日生)	1988年4月 株式会社三和銀行 (現、株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2000年2月 当社入社 2002年3月 当社取締役経営企画室担当 2004年3月 当社常務取締役 2009年3月 当社取締役専務執行役員 営業本部長代行、 経理本部長、経営企画室担当 2010年3月 当社代表取締役社長執行役員 2012年3月 当社代表取締役会長 2013年3月 当社代表取締役会長執行役員 2015年3月 当社代表取締役会長 2016年3月 当社代表取締役会長兼社長 現在に至る	447,262株
(取締役候補者とした理由) 鳥越徹氏は、入社以来、経営企画室を中心に当社中核部門を経験するとともに2002年から取締役を務めており、経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			
2	たか みね かず ひろ 高 峰 和 宏 (1951年8月2日生)	1976年3月 当社入社 2002年3月 当社取締役研究開発部長 2004年3月 当社執行役員研究開発部付部長 2006年3月 当社常務執行役員 2011年3月 当社取締役常務執行役員 研究開発本部長 2012年3月 当社代表取締役社長執行役員 2016年3月 当社取締役副会長 製造本部管掌 現在に至る	35,644株
(取締役候補者とした理由) 高峰和宏氏は、入社以来、研究開発部門における豊富な経験と実績に加え、2012年からは4年間当社の代表取締役社長を務めるなど、経営に関する高い見識も有することから取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 お よ び 担 当 な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
3	なか がわ たつ ふ み 中 川 龍 二 三 (1959年6月13日生)	1983年4月 当社入社 2007年3月 当社執行役員経理部長 2010年3月 当社取締役執行役員経理部長 2013年3月 当社取締役執行役員経理部長、 経営企画室長 2015年3月 当社取締役執行役員管理本部長、 経理部長 2016年3月 当社取締役常務執行役員 管理本部長 現在に至る	30,300株
(取締役候補者とした理由) 中川龍二三氏は、入社以来、経理部を中心に一貫して当社管理部門に携わり、財務、経理、総務に関する高い専門性と豊富な経験を有していることから取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			
4	くら とみ すみ お 倉 富 純 男 (1953年8月13日生)	1978年4月 西日本鉄道株式会社入社 2008年6月 同社取締役執行役員都市開発事業本部長 2011年6月 同社取締役常務執行役員経営企画本部長 2013年6月 同社代表取締役社長 2016年6月 同社代表取締役社長執行役員 2016年6月 株式会社九電工取締役 現在に至る 2020年3月 当社取締役 現在に至る 2021年4月 西日本鉄道株式会社 代表取締役 取締役会長 現在に至る 2021年6月 一般社団法人九州経済連合会 会長 現在に至る 2022年4月 株式会社福岡銀行取締役監査等委員 現在に至る	1,000株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 倉富純男氏は、豊富な経営者経験および幅広い見識等を有していることから社外取締役として適任と判断し、また業務執行の監督機能の強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって3年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	酒見俊夫 (1953年2月27日生)	<p>1975年4月 西部瓦斯株式会社 (現、西部ガスホールディングス株式会社) 入社</p> <p>2008年6月 同社執行役員エネルギー統轄本部 リビングエネルギー本部長兼リビング 企画部長</p> <p>2009年4月 同社執行役員退任</p> <p>2009年4月 株式会社マルタイ代表取締役社長</p> <p>2011年4月 同社代表取締役社長退任</p> <p>2011年4月 西部瓦斯株式会社 (現、西部ガスホールディングス株式会社) 常務執行役員</p> <p>2011年6月 同社取締役常務執行役員</p> <p>2013年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員</p> <p>2019年4月 同社代表取締役会長 現在に至る</p> <p>2019年6月 広島ガス株式会社監査役 現在に至る</p> <p>2019年6月 株式会社西日本フィナンシャルホール ディングス取締役監査等委員 現在に至る</p> <p>2021年3月 当社取締役 現在に至る</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>酒見俊夫氏は、豊富な経営者経験および幅広い見識等を有していることから社外取締役として適任と判断し、また業務執行の監督機能の強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間、本總會終結の時をもって2年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 倉富純氏および酒見俊夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 倉富純氏が社外取締役を務める株式会社九電工において、同氏の在任中である2016年に、福岡県築上町が発注したし尿処理施設建設工事に関連し、2019年3月および4月に公契約関係競売入札妨害および贈賄により同社社員1名が、また、談合により同社社員3名が起訴されました。同氏は当該事実を事前に認識しておりませんが、平素からコンプライアンスの重要性と法規法令遵守の徹底に関する提言を行っており、当該事実が判明した後は、事実関係の調査、同社グループ全体のコンプライアンス体制の一層の整備と活動の推進及び再発防止のために提言を行うなど、適正にその職務を遂行しております。
4. 酒見俊夫氏が社外監査役を務めていた株式会社九電工において、同氏の在任中である2016年に、福岡県築上町が発注したし尿処理施設建設工事に関連し、2019年3月および4月に公契約関係競売入札妨害および贈賄により同社社員1名が、また、談合により同社社員3名が起訴されました。同氏は当該事実を事前に認識しておりませんが、平素からコンプライアンスの重要性と法規法令遵守の徹底に関する提言を行っており、当該事実が判明した後は、事実関係の把握および原因究明とこれを踏まえた再発防止策の策定に取り組むなど、適正にその職務を遂行いたしました。

た。

5. 当社と倉富純男氏および酒見俊夫氏の間では、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となっており、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で同内容の責任限定契約を継続して締結する予定であります。
6. 当社は、倉富純男氏および酒見俊夫氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、保険期間中における不当な行為等に起因した被保険者に対する損害賠償請求にかかる損害賠償金、和解金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役就任された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	しづ た たかのぶ 洪田隆伸 (1953年5月4日生)	1992年4月 当社入社 2001年9月 当社研究開発第一次長 2007年6月 当社研究開発部付部長 2008年3月 当社執行役員研究開発部長 2013年3月 当社常務執行役員研究開発本部長 現在に至る	17,300株
(監査役候補者とした理由) 洪田隆伸氏は、入社以来、研究開発部門における豊富な実務経験を有するほか、2013年から10年間当社の常務執行役員研究開発本部長を務めるなど、事業管理に関する豊富な経験と高い見識を有していることから監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			
2	まる やま あきら 丸山明 (1954年10月5日生)	1978年4月 当社入社 2002年11月 当社営業本部企画部次長兼営業部次長 2003年5月 当社総務部次長 2010年3月 当社執行役員営業企画部長 2016年3月 当社執行役員営業部長兼総務部長 2018年1月 当社執行役員総務部長 現在に至る	13,000株
(監査役候補者とした理由) 丸山明氏は、入社以来、営業部門、総務部門などを中心に豊富な実務経験と高い見識を有し、各部門の業務に精通していることから監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	おか ざき しん すけ 岡崎 信介 (1959年10月24日生)	1990年4月 弁護士登録 加藤達夫法律事務所入所 1996年5月 ジャスト法律事務所開設 2004年4月 福岡県弁護士会業務事務局長 2004年4月 財団法人交通事故紛争処理センター 嘱託弁護士 2010年4月 福岡県弁護士会副会長兼福岡県弁護士会福岡部会部会長兼九州弁護士会 連合会理事 2011年4月 福岡県弁護士会住宅紛争審査会紛争 処理委員 現在に至る 2012年4月 福岡県弁護士会紛争解決センター紛 争処理委員 現在に至る 2019年3月 当社監査役 現在に至る	0株
(社外監査役候補者とした理由) 岡崎信介氏は、弁護士としての長年の経験や専門知識を有していることから社外監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、現在、当社社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結時をもって4年となります。			
4	なか しま たかし 中島 貴 (1971年1月7日生)	1994年10月 中央監査法人入所 1998年4月 公認会計士登録 2003年7月 中島公認会計士事務所開業 2004年1月 税理士登録 2006年8月 福岡県信用保証協会、再生審査会委員 現在に至る 2007年9月 福岡県信用保証協会、創業・再挑戦 審査会委員 現在に至る 2015年10月 社会福祉法人風と虹監事 現在に至る 2020年9月 九州有限責任監査法人社員 現在に至る 2022年3月 当社監査役 現在に至る	0株
(社外監査役候補者とした理由) 中島貴氏は、公認会計士および税理士としての長年の経験や専門的知識を有していることから社外監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、現在、当社社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結時をもって1年となります。			

- (注) 1. 監査役候補者 渡田隆伸氏および丸山明氏は、新任候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 岡崎信介氏および中島貴氏は、社外監査役候補者であります。

4. 当社と岡崎信介氏および中島貴氏との間では、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となっており、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で同内容の責任限定契約を継続して締結する予定であります。
5. 当社は、岡崎信介氏および中島貴氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、保険期間中における不当な行為等に起因した被保険者に対する損害賠償請求にかかる損害賠償金、和解金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に就任された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

ご参考：第2号議案および第3号議案が原案どおり可決された場合、取締役会および監査役会の構成（スキル・マトリックス）は次のとおりとなります。

氏名		役職等	専門性と経験					
			企業経営	製造・品質・研究開発	営業・マーケティング	財務・会計	人事・労務	法務・リスク管理
取締役	鳥越 徹	代表取締役 会長兼社長	○	○	○	○	○	
	高峰 和宏	取締役副会長 製造部管掌	○	○	○		○	
	中川 龍二三	取締役常務執行役員 管理本部長				○	○	○
	倉富 純男	取締役 (社外)	○			○		
	酒見 俊夫	取締役 (社外)	○			○		○
監査役	洪田 隆伸	監査役		○	○			
	丸山 明	監査役			○		○	○
	岡崎 信介	監査役 (社外)						○
	中島 貴	監査役 (社外)				○		

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の社外監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
やす はらのぶ ひと 安原 伸人 (1968年2月25日生)	2000年4月 弁護士登録 村山博俊法律事務所入所	0株
	2005年4月 安原法律事務所開設	
	2009年4月 安原・松村法律事務所開設	
	2009年6月 日本弁護士連合会住宅紛争処理機関 検討委員会副委員長	
	2012年4月 福岡県弁護士会総務事務局長	
	2013年4月 福岡県弁護士会業務委員会副委員長 福岡県弁護士会住宅紛争審査会 運営委員会委員長	
	2013年5月 福岡県弁護士会協同組合常務理事	
	2013年6月 日本弁護士連合会リーガルアクセス センター委員会副委員長	
	2014年1月 安原・松村・安孫子法律事務所開設	
	2019年8月 昭和通り法律事務所開設	
2021年4月 福岡県弁護士会副会長兼福岡部会長		
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 安原伸人氏は、弁護士としての長年の経験や専門的知識を有していることから補欠の社外監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。		

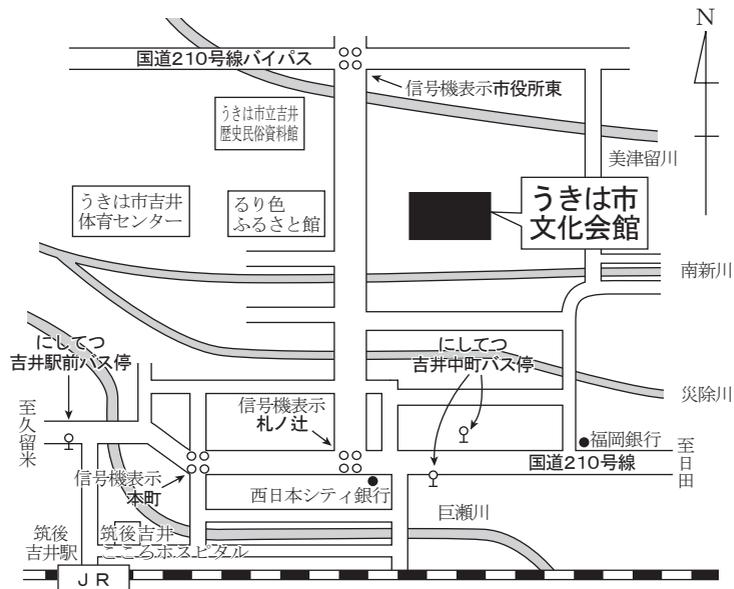
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、安原伸人氏が監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定により、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
3. 当社は、安原伸人氏が監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる保険期間中における、不当な行為等に起因した被保険者に対する損害賠償請求にかかる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。安原伸人氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

株主総会会場ご案内図

福岡県うきは市吉井町1001番地 4
うきは市文化会館

会場附近略図



- ・ J R 筑後吉井駅より徒歩約二十分
- ・ にしてつ吉井中町バス停より徒歩約十分
- ・ 大分自動車道
朝倉インターより車で約十五分